

2023年7月20日

神奈川県労働局

御中

全労連・全国一般労働組合神奈川県本部

執行委員長 水谷正人



## 今すぐできる神奈川県最低賃金 1500 円実現のためにご尽力を

(今すぐ最賃 1500 円実現要請書)

日々の労働者・県民の諸施策の策定や促進のためのご精励に、心から感謝と敬意を表します。

私たちの組合員と家族、全労連シンクタンクの労働総研からオーストラリア、アメリカをはじめ G7 を含む世界各国を訪れ、そこで働く労働者の最低賃金の時間額が、時給 1500 円以上から 2000 円超になっている世界各国の最賃事情の報告を受け、私たちはその世界の常識を学び、日本・神奈川県でも早期実現を期待しています。

神奈川県最低賃金審議会に委員を派遣し、直接的にかかわっておられる貴団体・神奈川県労働局では、既にこれらの世界の最賃と日本の遅れた事情は、充分にご承知だと思います。

日本の最低賃金は、昨年改定で加重平均 961 円、この加重平均以上は神奈川県を含む 7 地方しかなく、最高額の東京都でも 1072 円、神奈川県は 1 円安い 1071 円です。

なぜ、世界の先進国が 1500 円から 2000 円水準の最賃額であるのに、日本だけが平均額で 961 円にとどまり、神奈川県でも 1071 円でしかないのか。なぜ世界の常識が日本では常識にならないのか。

その主な原因の第 1 には、この昨年の最賃改定額には、昨年末からの 41 年ぶりと言われる、生活必需品や光熱費を含む物価急騰は全く考慮、反映されていないこと。第 2 には最賃法第 9 条 2 項の「事業の賃金支払能力」が世界常識の『賃金生計費原則』を抑えつけていること、第 3 には最賃法第 9 条 3 項の「生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮」の神奈川県生活保護費基準月額約 23 万円・時間額 1533 円（月 150 時間・単身者）が最賃決定時に無視されていること、にあると思います。

岸田首相は昨年末から春闘時に、25 年間も「賃金のあがらない国・ニッポン」の賃金実態を前に「構造的賃上げ」を労働者・国民に公約しています。この約束を守るには唯一最大の方法が、この夏に決定する最低賃金を世界の常識に学び、特に神奈川県ではその労働者の県・大都会のリーダー役として、「名実ともに異次元の最賃大幅引き上げ」をすることが求められているのではないのでしょうか。

世界でも最賃額引き上げのために中小企業支援策が、大規模な税金投下で行われています。日本でも僅かな財政規模ですが厚生労働省の制度にあります。私たちは、企業の重層下請け構造や大企業優遇税制のもとで、労働者と国民が産み出し積み上げた大企業の内部留保は、前年比 11% 増の 530 兆円もあり、この内部留保に僅か 3% 課税で 16 兆円の財源が生まれ、これを最賃引上げの今ある中小企業支援の制度にまわせば、全国一律 1500 円はすぐに実現できます。労働者・国民・大中小零細企業、若者・子育て世代の働き生きる大きな光になり、政府・自治体の税収も上がり、日本列島全体をウイン・ウインの明るい展望を開くことになることは間違いないと思います。神奈川県最低賃金審議会において現行最賃額で働いている人の意見陳述の機会を設け、全労連系審議委員会を入れることも要請いたします。

つきましては、私たちのこの思いを受止めていただき、今すぐできる神奈川県最低賃金 1500 円実現のために、ご尽力を賜りますよう心から要請いたします。

以上

神奈川県最低賃金審議会会長殿  
神奈川県労働局長殿

2022年7月25日

全国一般労働組合全国協議会神奈川県  
執行委員長 沢口 和善  
(担当 米山哲朗)



## 2023最低賃金審議会への意見書

<はじめに>

神奈川県最低賃金審議会の皆様に敬意を表します。  
非正規で働く労働者が増え、それと共に、最低賃金審議会に課せられた期待は益々高まっていると考えます。すなわち、日々物価は上がっているのに賃金は上がらない、これが労働者を取りまく現実です。日本社会は「人件費を抑えて企業の利益を確保する」というやり方ではどうにもならないところに来ています。即ち、「持続可能な社会」を皆が考えざるを得ない局面に来ていると思います。今年の最低賃金は、これらの情勢に対応し、「未来を展望したものでなければなりません」そうしないと、「労働者の生活は守れない」という今年の最賃審議の重大な局面を認識する必要があります。このことを念頭に置いた審議をお願いしたい。

このように最低賃金のあり方が根本的に問われる情勢の中での、中央最低賃金審議会の目安全員協議会の結論は、抜本的改革を示せていないのは残念です。

### (1) 最賃をめぐる労働者の状況

派遣・有期労働者を取りまく状況は益々厳しくなり、最低賃金で働く労働者の賃金は、「家計補助とか、学生のこずかい稼ぎのアルバイトとは全く異なってきています。むしろ最賃で働く労働者が家族の生活・家計を担っている現実を直視すべきです。

また、そういった家庭で育つ子供たちは家事労働に忙殺されています、そして、やっと進学出来ても、その先には、奨学金返済のローン地獄が待っています。

故に、将来の結婚や出産もおおのずと敬遠されがちになってしまいます。社会で「少子高齢化の問題」が叫ばれていますが、最低賃金の問題も決して無縁ではありません。

また、現在の税制、社会保険制度の下では、労働者みずからが、家計の為にシフト調整に走り(130万の壁等)により「自らの収入制限」に追い込まれています。

しかし、これらの問題は行政の施策・法改正により解決可能な問題であります。

最賃審議会も毎年労働局への答審で、下請け単価のアップ等の意見を添付していますが、それに対する行政からの回答、検討結果の報告はほとんど聞きません。結局、「言わせ放し」と言われてもしかたありません。また、審議会には最賃で働く労働者の参加を公募して最賃労働者の意見の反映も図るべきかと思えます。

毎年、労働局からの新たな答申を受ける場合、以前に審議会から出した意見添付に対する回答・報告を求めることが必要かと思えます。今後の対応の改善を求めます。

また、労働側意見と経営側意見が対立して意見調整が難しくなった場合、公益側委員に一任とされていますが、公益側委員は、両者の意見を踏まえ現情勢に見合った考え方を示す責任が生じていると思います。最賃審議会は毎年政府に問題解決に向けた意見を添付していますが、行政はこれに対する明確な回答を行政は行っていないのは遺憾です。

行政は審議会に審議を諮問している責任においてその答申に応えた意見添付に対して考え方を示す責任があると思えます。



また、労使の意見が対立した場合も、当事者である非正規労働者の代表を加え、最賃審議会  
で、事務局の行政、労、使、公益委員の真摯な協議が進むことを期待するところです。

## (2) 労働者の最低限の生活を保障し持続可能な社会を実現するための最賃制度を！

### ①生活保護費・教育費との関連

生活保護受給者との比較も単身者同士で比較するのではなく、家族の生計費も負担してい  
る労働者の存在を考えないと比較になりません。また、最低賃金（近辺）で働く労働者が急  
増するなかで、最賃問題は、高齢者雇用、女性労働者、外国人労働者等を含めると、全労働  
者の4割に近い労働者の賃金に波及する問題であると言っても過言ではありません。最賃問  
題を「セーフティーネットの問題」などという考え方を超えていく自覚が必要かと思ひます。

### ②審議会は最低生計費の検討を軽視していないか

静岡大学の中澤隼教授のマーケットバスケット方式による最低生計費の調査によると、1カ  
月150時間労働で計算すると、時給1500円で計算して(月、225000円+15000円(物価昇  
分)最低賃金が必要という計算結果が出てきます。「都会は家賃が高いから」とかいう言い  
訳はとっくに破綻しています。地方は異動のための交通費もかかります。最低賃金の格差は  
弊害を生むだけであることは周知の事実である。戦後の高度成長期の都市部への労働力集中  
の手口はいつまでも万能ではない。テレワークを前提にする企業すら登場しています。  
行政から諮問を受けた審議会として、このような時代遅れの認識は厳しく排除する必要があ  
ります。最賃審議の一部公開されることは評価できますが、議事録のインターネットでの速  
やかな開示等を利用して、最賃議論を広く共有して、県民に開かれた議論が進められること  
を希望します。

## (3) 最賃制度のありようの確立にむけて

社会全般から、消費者物価指数の値上がり以上の賃上げが求められています。また、非正規  
等と本工の格差縮小が求められています。最賃審議会に於いて最賃で働く労働者の声を聴く  
努力を行うことを再度要請します。

その上で、①全国一律の最賃制の確立を図ること！が必要です。交通網が発達して、インタ  
ーネットで業務が可能な社会になりつつあり、都市への人口集中は時代遅れと言わざるを得  
ません。そればかりか、地方創成に逆行しています。

②本工—非正規の格差の是正を！③下請け単価の改善を！大企業の内部留保を拡大させ、中  
小下請けから利益を吸い上げる経済政策は破綻しています。中小企業の保護無くして日本経  
済の発展はありません。④安定した労働力を確保するためにも、労働者の保護政策の拡充に  
着手を！⑤少子高齢化問題の解決を！皆が生き生き働ける社会の実現を！これら①～⑤を実  
現するには、最賃問題が深く関係してきます。

最賃審議会の委員の皆様には、「そんなの聞いてないよー」、「うちの仕事じゃないよー」  
と言われそうですが、「賃金問題」とはそもそもそういう問題と関係性が生じてくる問題な  
のです。いくら上げるかだけに議論を集中させるのは危険です。

炎天下の下で恐縮ですが委員の皆様我真摯な議論をお願いする次第です。

以上